

特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会 旅費規程

第1条 (総則)

この規程は、会務のために行動する本会理事・名誉会員、および事務局員などに対し支給する旅費に関し、本会の予算事情を勘案しその支給基準を定め、会務の円滑な運営に資するとともに予算の適性かつ効率的な支出を図ることを目的として定める。

第2条 (行動の順路および日数)

旅費は旅行者の所属する施設を起点とし、最短距離の順路により計算する。ただし、会務の都合または天災など、その他、やむを得ない事由で順路により行動することができなかった場合は、その現に経過した経路による。

第3条 (旅費の種類)

旅費とは、公共交通機関の運賃とする。

第4条 (出張申請)

行動を必要とするときは、用件、出張先、出発帰着月日、旅行者氏名を所定の用紙に記載し、理事長の承認を得なければならない。

第5条 (旅費の二重支給の禁止)

理事長が会務のため行動を命じたもののうち、当該行動について旅行者が本会以外から旅費の支給を受ける、あるいは受けた場合は支給しない。

第6条 (取り扱いの特例)

旅費取り扱いで、特別の事情によりこの規程によることができないものについては、理事会で処理する。

第7条 (規程の変更)

この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

区 分		支 給 額
1	鉄道、バス、船舶、航空運賃	実費
2	自動車	距離 1Km当たり50円で計算
3	特級、急行料金	100km以上の場合のみ実費
4	寝台料金	B寝台
5	有料道路通行料金	領収書により実費
6	宿泊料金	1泊20,000円以内の実費(領収書)

附則

この規程は、平成25年11月27日から適用する。